

NEWS

～ 令和6年11月 ～

社会保険労務士 岡経営労務事務所
労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜2-5-10新横浜楓第2ビル7階
TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759
URL <https://www.okakeiei.jp>

----令和6年11月時点の情報に基づき記載しています----

令和6年12月2日以降、健康保険証は発行されません

令和6年12月2日以降、健康保険証は新規に発行されなくなります。現在の健康保険証は令和7年12月1日まで引き続き使用することができますが、それ以降は無効になります。今号では、従業員の皆さまへと事業所ご担当者様向けの簡易資料をお届けいたします。

なお、本情報は令和6年11月時点で記載しており、協会けんぽ以外（健康保険組合）は異なる場合があります。健康保険組合の詳細は各保険者へご確認下さい。

令和6年12月2日以降 ～ 医療機関での受診方法 ～

令和6年12月2日以降、以下の①～③のいずれかを医療機関に提示します。

- ① 現在の健康保険証（ただし令和7年12月1日まで、その後は使用不可）
- ② マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの）
- ②A マイナ保険証＋マイナポータル（医療機関カードリーダーが使用できない場合等）
- ②B マイナ保険証＋【資格情報のお知らせ】（同上）
- ③ 【資格確認書】

令和6年12月2日以降 ～ 事業所に送付されるもの ～

令和6年12月2日以降、資格取得、被扶養者追加等によりに事業所に送付されるものは以下のとおりです。

- ・【資格情報のお知らせ】（全員に発行）
- ・【資格確認書】（必要とする方に発行）
- ・70歳以上高齢受給者証

※従来の健康保険証は発行されません

ここで聞き慣れない2つの文言が出てきます。【資格情報のお知らせ】と【資格確認書】は今後の手続上、キーワードとなります。事業所ご担当者様はぜひ覚えておきましょう。

【資格情報のお知らせ】と【資格確認書】は次ページ以降で簡易資料を添付しましたので、ご参照ください。

事業所のご担当者様へ

令和6年11月時点の情報で記載しています
協会けんぽ以外(健康保険組合)は下記と異なる場合があります

令和 6年12月 2日以降 事業所に送付されるもの

資格取得 入社時

被扶養者 追加時

~~健康保険証~~

令和6年12月2日以降、健康保険証は発行されません

【資格情報のお知らせ】

＜ 紙製カード ＞

加入者全員に発行

カードリーダーが使用できない医療機関等で受診する場合に、
マイナ保険証＋【資格情報のお知らせ】の両方を提示します

【資格確認書】

＜ プラスチック製カード ＞
＜ 有効期限あり ＞

【資格確認書】の発行を必要とする方に発行
(マイナ保険証を所持していない等)

医療機関で受診する場合に、【資格確認書】を提示します
(これまでの健康保険証と同じイメージ)

高齢受給者証

70歳以上の場合、
引き続き高齢受給者証が発行されます

従業員の皆さまへ

令和6年11月時点の情報で記載しています
協会けんぽ以外(健康保険組合)は下記と異なる場合があります

令和 6年12月 2日以降の受診方法

年	令和6年				令和7年												令和8年					
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	..

現在の健康保険証

令和7年12月1日まで 使用可

令和7年12月2日～
使用不可

マイナ保険証

マイナ保険証
+
マイナポータル

カードリー
ダーが使用
できない場合等

マイナ保険証
+
【資格情報のお知らせ】

【資格確認書】

現在の健康保険証

令和6年12月2日以降・・・新規発行無し

マイナ保険証

マイナナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの

【資格情報のお知らせ】
＜紙製カード＞

令和6年12月1日以前加入者・・・発行済み(原則)

令和6年12月2日以降加入者・・・加入時に全員発行

【資格確認書】
＜プラスチック製カード＞
＜有効期限あり＞

令和6年12月1日以前加入者・・・令和7年12月以降に発行可能(原則)

令和6年12月2日以降加入者・・・加入時の申出必要(原則)